

■論 文

## 農学校通則の廃止と商業学校

伊藤 稔明\*

### The Repeal of the Law of Agricultural Schools and Business Schools

Toshiaki ITO

キーワード：実業教育，農学校通則，商業学校，商業学校通則

#### 1. はじめに

1883年4月11日に文部省達第5号として制定された農学校通則<sup>1)</sup>は、文部省が定めた最初の農業学校設置規程であったけれども、僅か3年後の1886年3月25日に文部省令第3号<sup>2)</sup>によって廃止されてしまう。農学校通則廃止について、当時の文部省は、愛知県からの「文部省令第三号ヲ以テ農学校通則廃止相成タルハ如何之御主意ナル哉」との質問に、「農学校通則ハ無益ト認メ廃止セラレタルナリ」と回答している<sup>3)</sup>。しかし、肝心の“何故無益と認めたのか”については何の説明もされておらず、農学校通則の廃止要因は今もって謎のままである。例えば、1936年の『実業教育五十年史』では、「何故にか農学校通則は制定後僅か三年にして明治十九年廃止されて居る。理由不明である」として<sup>4)</sup>、この状況は現在も変わっていない。

農学校通則廃止の要因を探るときに重要なことは、農学校通則制定の翌年の1月11日に文部省達第1号として制定された商業学校通則<sup>5)</sup>との対比で考察をすすめることである。商業学校通則とは、農学校通則と同様に文部省が定めた最初の商業学校設置規程であり、農学校通則と同じ構造をした法令となっている。2つの通則を比較してみれば分かるように、商業学校通則は農業学校通

則のうち農業に関わる文言を商業に関わる文言に“置換”しただけのものである。全く同一の構造をもつ2つの通則のうち、農学校通則は3年で廃止され、商業学校通則は1899年に文部省が商業学校規程<sup>6)</sup>(文部省令第10号)という新たな設置規程を定めるまで存続している。“何故、農学校通則は廃止されたのか”という疑問は、“何故、商業学校通則は存続して、農学校通則のみが廃止されたのか”という問題設定として扱われる必要がある。

あとで詳しくみるように、農学校通則と商業学校通則は農学校や商業学校を第一種と第二種に分類し、第二種をより高度で専門的な学校として位置付けている。文部省はこのうち第一種校を各府県に設置するように指導していた。しかし、農学校の設置状況については、農学校通則廃止の翌年に文部省が刊行した『日本近世教育概覧』に、「十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」と記されている<sup>7)</sup>。

三好信浩は『増補 日本農業教育成立史の研究』において、『実業教育五十年史』では「理由不明」とされた農学校通則廃止の要因を以下のように分析している。三好は上述の『日本近世教育概覧』の「第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」の記述をあげたうえで、

農学校通則が実際に適切でないとは判断されたわけ  
で、その判断の裏には、第二種の公立農学校九校と

\* 愛知県立大学教育福祉学部

いう実態があった。第一種の農学校を推進しようとした文部省の意図は見事に裏切られて、もともと勸農行政の中から出てきた農学校の学理志向を手助けして、その存立根拠を付与するという皮肉な結果となったのである。

文部省の刊行した『実業教育五十年史』には、「何故にか農学校通則は制定後僅か三年にして明治十九年廃止されて居る。理由不明である」と記されているが、同書が挙げた商業学校通則の施行状況に関する資料が、逆説的な意味でその理由になっている。すなわち、農学校通則の翌年に制定された商業学校通則をみると、両者の内容はほぼ同一であるにもかかわらず、文部省の意図通りに機能した。すなわち、それまでの府県の商法講習所は順次この通則にならって規則を改め、またこの通則に基づいて各府県で新たな商業学校が設立されたが、東京商法講習所（東京商業学校）など若干を除いて、ほとんどは第一種の商業学校として文部省に認可された。農学校が第二種に固執したのに対して、商業学校は第一種として「躬ラ善ク商業ヲ営ムヘキ者ヲ養成スル」ことに従事し、府県の期待にこたえたからである。農学校が第二種に固執したのは、駒場農学校を頂点とする日本の農業教育が学理志向を強めた結果であることは、本書で述べ来た通りである。

としている<sup>8)</sup>。商業学校は文部省の意図通りにほとんど第一種が設立されたのに、農学校はそれに反して第二種ばかりになってしまったので、文部省は農学校通則を廃止したというのである。この三好の議論の前提となっているのが、「十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」という“事実”である。しかし、筆者が「農学校通則に基づく公立農学校の種別に関する一考察」<sup>9)</sup>及び「広島県農学校に関する一考察」<sup>10)</sup>で明らかにしたように、実際に農学校通則に基づいて設置されていた農学校は全国に13校であり<sup>11)</sup>、このうち3校のみが第二種農学校として設置され<sup>12)</sup>、その他の10校は第一種農学校であった。また、1885年末時点で存在していた農学校は10校で、そのうち8校が第一種、2校が第二種であった<sup>13)</sup>。つまり、三好の議論はその前提となる事実が成立していないことになる。

三好による農学校通則廃止要因の分析のうち、“農学校は第二種校ばかり”という認識は事実と異なる。では、三好の分析を支えるもうひとつの要素“農学校と異なり、商業学校は文部省の意図通り設置された”というものは事実であろうか。この疑問に答えることが本論の目的である。すなわち、本論文の目的は、農学校通則廃止時点における各府県の商業学校設置状況を明らかにすることによって、“農学校と異なり、商業学校は文部省の意図通り設置された”という認識が妥当であるかどうかを見極めることである。本論は以下のように構成される。次節では、学制から教育令の時期にかけて実業学校に関する規定の変遷を確認する。3節では、商業学校通則について、とくに、第一種と第二種の区別について概観する。4節では、農学校通則廃止当時に各府県において設置されていた商業学校を個別に検討する。考察は5節で与えられる。

## 2. 実業学校の法令上における位置付けの変遷

周知のように、我が国において近代教育成立以降の実業教育の歴史は、制度的には最初の教育法令である学制<sup>14)</sup>(文部省布達第13号)にまで遡ることができる。1872年の学制では、第29章で「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ」と規定され、実業学校は中学校の一形態と位置付けられた。学制では、これらの実業学校について、農業学校は第34章で「農業学校ハ小学ヲ経テ農業ヲ治メントスルモノ、為ニ設ク」と、商業学校は第36章で「商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教フ海内繁盛ノ地ニ就テ数所ヲ設ク」と、そして、工業学校は第37章で「工業学校ハ諸工術ノコトヲ教フ」と、それぞれ簡単に規定しているにすぎない。学制頒布の翌年、文部省は学制二編追加<sup>15)</sup>(文部省布達第57号)を公布した。ここで、工業学校・農業学校・商業学校などの実業学校は、法学校や医学校などととともに専門学校の一種とされた。しかし、この時期にこうした規定に従って設置された実業学校は存在しなかった。

1879年に学制は廃止され、教育令<sup>16)</sup>(太政官布告第40号)が公布される。教育令では、農業学校や商業学校と

いった文言は条文上からは消えていた。しかし、教育令の基となった大輔田中不二磨による日本教育令（案）<sup>17)</sup>では、第18章で「学校ハ小学中学大学師範学校専門学校盲学校聾啞学校改善学校其他各種ノ学校ナリ」と学校が規定されたうえで、第25章で「専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ教フル所ナリ但農業学校工業学校商業学校外国語学校等亦之ニ属ス」と、学制二編追加を踏襲して、実業学校が専門学校のなかに位置付けられていた。田中の日本教育令（案）は伊藤博文による修正をうけ、その際、学校を規定する条文は第2条として「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校ナリ但幼稚園モ亦之ニ属ス」と修正され、専門学校の条文は教育令（案）<sup>18)</sup>第7条として「専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所ナリ」とされ、但し書きによる実業学校等の例示は削除された。伊藤案は元老審議に付され<sup>19)</sup>、実際に公布された教育令では、第2条は「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」と内容上では幼稚園についての但し書きが削除され、第7条は「専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス」となり、学校種の例示は消えたままである。

このとき、伊藤によって但し書きの第7条の例示が消された理由は、条文からだけでは不明である。“自明なことであるから例示は不要”と判断されたのか、“実業学校等は専門学校に該当しない”と判断されたのか、どちらとも確定できない。

教育令は公布の翌年に改正される。1880年12月18日、文部省から元老院に送られた教育令改正原案<sup>20)</sup>では、従前の第2条は「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校職工学校其他各種ノ学校トス」と、専門学校のあとに職工学校が加筆される修正がなされていた。文部省はその修正理由を「學術ノ生産力ニ関スルヤ大ナリト雖トモ直接其力ヲ現シ又広ク社会ニ実業ヲ起サシメ専門学校ニ並テ学校類中ノ要部ヲ占ムルモノハ職工学校ヲ以テ最ナリトス而シテ教育令中此名称ナキハ頗ル闕典ニ属ス是レ本条改正ノ要旨ナリ」としている。この第2条改正を受けて、第7条の専門学校規定のあとに、第8条として「職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス」という一条が挿入された。この改正原案は元老院審議に付され<sup>21)</sup>、その結果、第2条は「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校（農学校商業学校）職工学校其他各種ノ学校

トス」となり、第8条は職工学校のみの規定ではなく「農学校ハ農耕ノ学業ヲ授クル所トス商業学校ハ商売ノ学業ヲ授クル所トス職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス」として農学校や商業学校もともに規定されるものとなった。そして、実際に公布された改正教育令<sup>22)</sup>（太政官布告第59号）では、第2条は「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校農学校商業学校職工学校其他各種ノ学校トス」となり、第8条は元老院案のままで、農学校・商業学校・職工学校といった実業学校は、法令上では専門学校とは独立した学校種として位置付けられることになる。

教育令は、1885年再度の改正を受ける。再改正教育令<sup>23)</sup>（太政官布告第23号）では、第2条の学校規定が「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」と最初の教育令と同じ文言となり、第7条の専門学校規定では「専門学校ハ法科理科医科文科農業商業職工等各科ノ学業ヲ授クル所トス」として、実業学校を専門学校の一種として再び位置付けた。

こうして法令上の推移を確認すると、実業学校は、学制においては中学の一種として位置付けられ、学制二編追加で専門学校となり、最初の教育令ではその名称が条文上表われないために法令上での位置付けが明確ではなく、改正教育令では中学校とも専門学校とも独立した学校種とされ、再改正教育令において再び専門学校の一種として位置付けられたことが分かる。

しかし、文部省年報に掲載された学校一覧によれば、年報に初めて学校一覧が掲載される1875年の第三年報から1880年の第八年報までのあいだ、実業学校は一貫して専門学校の項目に含められている<sup>24)</sup>。翌年の『文部省第九年報』では学校一覧の掲載はなくなったものの、専門学校の項目において、「明治十四年専門学校ノ現数ハ官立一箇府県立三十八箇町村立四箇私立四十四箇計八十七箇アリ而シテ其学科ハ外国語学、医学、薬剂学、農学、商業学、法学、理学、文学、図学、航海学、数学、建築学、経済学、測量学、獣医学等ニシテ」とあり、農学校や商業学校の実業学校は専門学校に位置付けられていることが分かる<sup>25)</sup>。さらに、これ以降の文部省年報においても、再び、実業学校は専門学校一覧のなかに位置付くことになる<sup>26)</sup>。したがって、法令上の位置付けが変更されてはいるものの、行政官たちの意識のうえでは、



学制二編追加以来ずっと「実業学校は専門学校」であり続けたのかもしれない<sup>27)</sup>。

### 3. 商業学校通則

前節でみたように、学制から教育令の時期に、文部省では実業学校についての一般規定を持ちながら、改正教育令の時期まで具体的な設置規程を持ち合わせてはいなかった。この状況に転機をもたらしたのは、周知のように、1881年に発生した実業学校に対する管轄権をめぐる農商務省との対立である。この年の4月7日に太政官達第25号をもって布達された農商務省職制<sup>28)</sup>に農商工の諸学校に関する管理が「官立ノ農商工ノ諸学校工部省所管ノ工部学校ヲ除ク農工業模範ノ建造物及ヒ博物館従前内務省所管ノ分ニ限ルヲ管理シ民立農商工ノ諸学校ヲ監督ス」（農商務卿職制第二）と謳われたことに対して、文部省が教育令の規定を根拠にその変更を太政官に求めたものである。このときの農業学校等の管轄権をめぐる文部省と農商務省との争いで、ポイントとなった点は、それまで“農事講習所”や“勸農場”などの呼称が用いられていた機関が、農学校など“学校”という呼称に変更されたことであった。「学校であるならば、教育令の規定より文部省の管轄である」という文部省の主張が展開されることになったのである。この管轄権の争いは、太政官による裁定で形式的には文部省の“勝利”でおわった。しかし、農業教育機関については、当時第一線の農業教育機関であった札幌農学校と駒場農学校という2つの官立農学校は農商務省の管轄とされ、文部省管轄は公私立の農学校のみとされたので、実質的な意味において文部省の“完全勝利”とはならなかった<sup>29)</sup>。

農商務省との対立のなか、文部省は農学校等の管轄権を主張したものの、こうした学校の設置を規定するような法令を定めてはいなかった。農商務省との管轄権争いの翌年の11月から開催された学事諮問会議において、少輔九鬼隆一が行ったとされる文部省示諭では、農業に関する学校と商業に関する学校の設置規程の制定が予告され<sup>30)</sup>、この予告通り、1883年4月に農学校通則、1884年1月に商業学校通則が制定されることになる。農学校通則と商業学校通則はともに、農学校や商業学校を2種類に規定し、中等学校程度のものとして第一種、

専門学校程度のより高度の学校として第二種を規定した。

商業学校通則第1条では「商業学校ハ此通則ニ遵ヒ商ノ学業ヲ教授スル所トス」と規定され、商業学校はこの通則に準拠することが求められた。第2条では、商業学校を第一種と第二種に分類し、第一種商業学校は「主トシテ躬ラ善ク商業ヲ営ムヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とし、第二種商業学校は「主トシテ善ク商業ヲ処理スヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とすると規定している。これら2種類の商業学校の入学資格は、第一種については第8条と第9条に、第二種については第14条と第15条に定められていて、第一種商業学校の入学資格は15歳以上で基本的に小学校中等科卒業の学力を有すること、第二種商業学校の入学資格は16歳以上で基本的に中学校初等科卒業の学力を有することが求められている。また、修業年限は、第一種については第5条で2年とされ、第二種については第12条で3年とされている。ただ、これら条文には双方とも「但此年限ヲ一年以内増加スルコトヲ得」と但し書きがされていて、第一種については3年まで、第二種については4年まで延長することが可能とされた。

それぞれに設定された学科は、第一種が第4条に、

第一種商業学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス  
修身 読書 習字 算術 簿記 商業通信 商業地理 商品 商業経済 商業実習

但土地ノ情况ニヨリ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ銀行 為替 運輸 保険 会社 図画 物理等ノ某科目ヲ置キ又英 仏 独 支那 朝鮮等ノ某語ヲ置クコトヲ得

と規定され、第二種については第11条に、

第二種商業学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス

修身 和漢文 習字 算術 代数 簿記 商業通信 商業地理 図画 商品 商業経済 商業史 商業法規 商業実習 英語

但土地ノ情况ニヨリ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ銀行 為替 運輸 保険 会社 法 海上法 契約法 関税 統計 物理 化学 博物 幾何 機械 工芸誌等ノ某科目ヲ置キ又本文英語ノ外若クハ英語ニ代ヘテ仏 独 支那 朝鮮等ノ某語ヲ置クコトヲ得

と規定された。一見して分かるように、商業学校通則では第二種が第一種より学理志向の強い高度な商業学校として規定されている。前述したように、この構造は農学校通則と同じものである。

さて、商業学校に関して、文部省は第一種と第二種の設置をどのようにすすめていく方針であったのだろうか。農学校に関しては、この方針について通則制定の翌年1月4日付の官報に掲載された農学校設置についての文部省の報告「農学校ノ件ニ付照会ノ旨意（文部省報告）」<sup>31)</sup>にみる事ができる。ここでは、

今日ニ在リテハ姑ク先ツ府県立ニ頼リテ第一種ヲ設立シ農学ノ農事上ニ実益アル所以ヲ示シテ自余ヲ勧誘シ且其ノ郡村ノ農学校ヲ設ケントスルモノヲシテ憑式スル所アラシメンヲ期スヘシ然レトモ農学校ノ如キハ固ヨリ大ニ土地ノ情况ニ関係アルモノニシテ概シテ方今第一種ニ限ルヘキニ非ス或ハ特ニ第二種ヲ設クルノ便宜アルニ出ツルモノアルヘシト雖仍此等ニ就キ再応考量ヲ加ヘ然ル後更ニ文部省ヘ伺出ツヘシト云フニアリ

と、第一種と第二種の設置方針が説明されている。文部省としては、当面は府県立で第一種農学校を設置するとし、第二種の設置はあくまで例外としている。商業学校に関しては、こうした方針文書は残されていない。しかし、後でみるように、文部省は商業学校設置申請に際して、第一種校への“行政指導”を行っており、さきあげた三好の主張通り農学校と同様に第一種商業学校を優先的に設置する方針であったことは間違いない。

#### 4. 各府県の商業学校

本論では、農学校通則の廃止とのかかわりにおいて商業学校についての考察をすすめている。そこで、ここで検討する商業学校は、農学校通則廃止当時に存在していた商業学校に限られる。そうした学校は、具体的には、横浜商法学校、新潟商業学校、名古屋商業学校、大阪商業学校、及び、長崎商業学校である。そして、農学校通則廃止直後に開校された滋賀県商業学校を加えて、合計6校を検討の対象とする。

#### (1) 横浜商法学校

横浜商法学校は現在の横浜市立横浜商業高等学校（いわゆるY校）である。横浜商法学校については、その設置からの経緯を文部省年報で確認したい。『文部省第十年報』の「府県学事年報要略」では、横浜商法学校について、

本年町立横浜商法学校ノ設ケアリ本校ハ実際商業ヲ営マントスル子弟ヲ教育スル為メニ設ケタルモノニシテ博ク商業ニ関シタル学科ヲ教授シ且実地演習科ヲ設ケテ商業ノ実地ニ習熟セシム教員五人其学力ハ別紙（略ス）ノ通生徒ハ八十一人ニシテ日々出席生平均三十三人アリ本校ノ如キ草創ニ係リ未タ充分ノ成果ヲ呈スルニ至ラスト雖トモ本港ニ在テハ尤モ的切ノ実業ニ属スレハ職トシテ奨誘シ漸ヲ以テ隆盛ナラシメントス

と報告されている<sup>32)</sup>。この文部省年報では、冒頭でこの学校を「町立」としているけれども、『Y校百年史』によると、「貿易商組合立」という認識が示されている<sup>33)</sup>。翌年の文部省年報では、

教授ノ要旨及教員ノ学力ハ惣テ前年報ニ開申セシ通り生徒数六十五人ニシテ日々出席数五十人ナリ之ヲ前年ニ比フレハ生徒数ニ於テハ十六人ヲ減スルモ日々出席平均数ニテハ十七人ヲ増加セリ本校ノ如キハ前年報ニモ開申セシ如ク本港ニ在テハ尤モ的切ノ実業ニ属スルヲ以テ務メテ之ヲ奨励シ漸次其隆盛ヲ図ラントス

と、前年とほぼ同内容の報告がされている<sup>34)</sup>。そして、商業学校通則公布の1884年の文部省年報では、

専門実業ニ属スル学校ハ前年報ニ開申セシ如ク横浜地方ニ設置スル町立商法学校ノミ其教授ノ要旨教員ノ学力ハ総テ前年報ノ通生徒ハ総数百五十一人ニシテ前年ニ比スレハ八十六人ヲ増加ス本校創設日猶浅キモ儲設粗備リ且本港ニ在テハ最モ的切ノモノナレハ通則ニ基キ適当ノ改正ヲ要シ以テ充分ノ効益ヲ取ムルヲ期セントス

と、過去2年間と同様の報告に加えて、商業学校通則準拠についても記載している<sup>35)</sup>。そして、1885年の年報では、

専門学校ハ横浜商法学校一校アリ其教員数六名ニシ

テ前年ニ比スレハ一名ヲ増ス教授ノ要旨其他総テ前年報ノ通生徒ハ総数九十人ニシテ前年ニ比スレハ六十一人ヲ減セリ本校ハ専ラ商業ヲ営ムヘキモノヲ養成スルヲ目的トシ其設立以来日尚浅ク卒業生ハ未タ之ナシト雖モ諸般ノ準備稍整頓シ生徒ノ学業漸次其歩ヲ進ムルヲ見ル

とされている<sup>36)</sup>。ここで、注目されるのが文中の「本校ハ専ラ商業ヲ営ムヘキモノヲ養成スルヲ目的トシ」という文言である。これは、商業学校通則における第一種商業学校の目的と同じ文面である。したがって、神奈川県としては、横浜商法学校を第一種商業学校として整備していく方針であったことが窺い知れる。

しかし、実際にはこの改組は実現していないようである。『Y校百年史』には「商業学校通則とY校の教科目」という節<sup>37)</sup>があるものの、そこでは商業学校通則に規定された第一種と第二種の商業学校の学科目とY校のそれとの比較が主に記載されている。商業学校通則での規定学科目を具体的にあげたのちに、

これに対してY校はどうであったかということになるが、明治一九年改正学科目と第一種を比較すれば、「和算、洋算、商業地理、英語、物理」において優り、第二種と比較すると「図画、商業史、商業法規」の三科目を欠くが、「物理」に優るという具合である。

と書かれている。ただ、このあと、第一種あるいは第二種に準拠して規則を改定したような記述はない。

## (2) 新潟商業学校

新潟商業学校は現在の新潟県立新潟商業高等学校である。新潟商業学校については、その設置からの経緯を新潟県学事年報で確認したい。学事年報に始めて商業学校の記載が登場するのは、1883年の年報からであり、その商業学校の項目には、

本県ハ物産豊饒北方海ニ面シ良港亦少カラス殊ニ新潟ハ五港ノ一ニ居リ実ニ北南通商ノ要枢タリ故ニ商業学校ノ設置ハ本県ノ夙ニ企図スル所ナリ然リ而シテ是歳十一月新潟商業学校ノ私設ヲ認可セリ之ヲ本県商業学校ノ嚆矢トス設立者ハ北越興商会ノ幹事等ニシテ即チ本港ノ巨商ナリ経費一千五百円東京商法

講習所卒業生一名ヲ聘シテ教員トナス其学科学期生徒等ハ私立諸学校表中所掲ノ如シ要スルニ規模未タ全カラス儲設未タ整ハス之ヲ商業学校通則ニ比視スレハ其第一種ノ資格ニ於テ未タ適合セサルモノ多シトス然レトモ事創設ニ係リ俄カニ之カ周備ヲ責ムヘカラス漸次勸奨シテ通則ノ資格ニ適合セシメントス若シ夫レ完全ノ商業学校ヲ設ケ大ニ本県ノ商業ヲ改進スルハ県力ノ之ヲ任スルニ非スンハ其功遂ニ望ムヘカラス

とある<sup>38)</sup>。ここでは、新潟商業学校が私立学校であり、設置者は「北越興商会ノ幹事等」であること、また、商業学校通則に照らして第一種校の資格すら持ち合わせていないことなどが述べられている。この年報では、通則への適合について「漸次勸奨シテ通則ノ資格ニ適合セシメントス」とされているものの、翌年の学事年報においても、

本県商業学校ハ前年報ニ述ヘクル如ク新潟区巨商等ノ私設ニ係ルモノトス而シテ教員ハ二名前年ニ比シ一名ヲ増シ其学力ハ東京商法講習所ノ卒業者ナリ生徒ハ二十九人前年ニ比シ十三人ヲ増シ稍改進ノ兆ナキニアラサル如シト雖トモ資力欠乏ナルヲ以テ諸般ノ設備全カラス未タ商業学校通則ニ適合セサルモノ多シトス故ニ漸次奨励ヲ加ヘ改良セシメントスとあり、1884年末になっても通則適合に至っていない状況が報告されている<sup>39)</sup>。そして、1885年の学事年報では、

学期ハ二ヶ年学科ハ修身習字作文英学算術簿記経済商法統計等ナリ教員ハ二名前年ニ異ナラス其学力ハ東京商法講習所ノ卒業者ナリ生徒現数ハ二十六人前年ニ比シ三人ヲ減セシハ事故退学者アルニ因ル其経費ハ僅ニ三百円ニ過サルヲ以テ諸般ノ儲設整ハス已ニ三裘葛ヲ易ルモ萎靡振ハサル如斯各専門学校タリト雖トモ其実何ソ各種学校ト扱ハン是レ蓋シ故ナキニアラス其設立ヤ僅ニ北越興商会幹事等数輩ニ係リ資金欠乏ナルヲ以テナリ今夫レ之ヲシテ純然タル商業学校トシ大ニ県下商業ヲ揮□セシメンニハ到底県力ニ□ラサルヨリハ望ムヘカラスト雖然未タ其運ニ際会セス暫ク時機ヲ俟タントス（□は判読不能）

と報告され、ここに至っても通則第一種校への改変が行われていないことが分かる<sup>40)</sup>。



### (3) 名古屋商業学校

名古屋商業学校は現在の名古屋市立名古屋商業高等学校である。名古屋商業学校については、その設置からの経緯を文部省年報と愛知県に残る史料で確認したい。愛知県年報に商業学校の記載が登場するのは『文部省第十一年報』からであり、「農学校及商業学校職工学校」には、

本県未タ之ヲ設置セス但商業学校ハ設立セント欲シ  
目下計画中ナリ

と設立計画が紹介されている<sup>41)</sup>。この予告通り、1884年には文部省への設置認可が行われている。7月30日には、愛知県から文部省に対して、「愛知県名古屋商業学校設置伺」が、

今回設置セシ本県商業学校規則商業学校通則第一種  
ニ遵拠シ別紙之如ク相伺候処至急御認可相成度相伺候也

と認可申請がなされている。この伺い書に添付された「愛知県名古屋商業学校規則」では、第1条で目的、第2条で設置学科、第3条で定員、第4条で入学資格といった基本的な項目が規定されているので、ここではこれら4条を引用する。

第一条 本校ハ商業学校通則第一種ニ遵ヒ商業ニ関スル必須ノ学科及其実務ヲ教授スル所トス

第二条 本校ノ学科ハ脩身、読書、習字、図画、算術、簿記、商業書信、商業地理、商品、商業経済、英語、及商業実習トス

第三条 本校生徒ハ全学期凡百五拾名ヲ定員トス

第四条 本校生徒タルコトヲ得ルモノハ名古屋区居住ノ者ニシテ小学中等科卒業以上ノ学力ヲ有シ而テ品行端正体質強壯ニシテ種痘或ハ天然痘ヲナシ其齡十三歳以上トス

また、第16条では修業年限が3年と規定されている。この設置認可申請に対して、文部省からは9月15日付で「書面伺之通」と回答がなされている<sup>42)</sup>。この名古屋商業学校設置のことは1884年の文部省年報で、

県立名古屋商業学校ハ本年ノ創立ニ係ル其設置ノ縁由ハ本県名古屋区ノ地勢タル東西両京ノ中間ニ位シ其戸口三府ニ亜キ商塵櫛比殷富ノ觀美アリト雖モ其商況ヲ熟察スレハ商賈ハ多ク旧慣ニ侵染シ浅狭自ラ

面シ更ニ商業ヲ活潑自營スルノ智能ニ乏シク動スレハ機ヲ失ヒ産ヲ敗ル者無キニアラス是レ畢竟商業ニ割切ナル智識ナキニ由ルナリ因テ其陋習ヲ一洗シ商業ヲ振興セシムルノ目的ヨリ本校ヲ設立セシナリ而テ其維持ノ資財ハ之ヲ地方税ニ資ル教員ハ教諭一名助教諭三名助手二名アリ其学力ハ東京三菱商業学校卒業生アリ東京商業学校ニ在学セシ者アリ簿記学漢学数学英語等ニ通スル者ヲシテ教授ヲ分担セシム而テ在学生徒ハ五十八人アリ其学業ノ進否ニ至リテハ日浅ク申報スルノ資ナシ

本校沿革 明治十七年五月本校ヲ創立シ明治十六年文部省第一号達商業学校通則ニ基キ第一種商業学校規則ヲ編制シ批准ヲ経タリ同六月開校式ヲ挙行ス其校舍ハ本県師範学校附属旧女学部ノ家屋ヲ以テ仮校トシ目下校舍新築ノ計画ヲナセリ土木竣功新舎ニ移ルニ至ラハ一層教授ノ便益ヲ見ルナラン

と、その設置について詳しく報告されている<sup>43)</sup>。さらに、翌1885年の文部省年報では、

県立名古屋商業学校ハ教諭三人助教諭二人助手四人アリテ教授ヲ分担セシム其資格ハ通則ニ依リ文部卿ノ認可ヲ得シモノ一名其他東京師範学校中学師範学科卒業生及東京商業学校ニ在籍セシモノ簿記学漢学数学英語等ニ通スルモノヲ任用ス在学生生徒ハ七十九人アリテ之ヲ前年ニ比スレハ二十二人ヲ増加ス其生徒学業ノ進否ニ至リテハ創立日尚浅ク著シキモノナシト雖モ之ヲ前年ニ比スレハ多少進歩ノ兆候ヲ呈セリ又本年二月ヨリ歩兵操練科ヲ加ヘ教員ハ名古屋鎮台曹長五名ニ囑托ス日極テ浅シト雖モ生徒稍練熟セシニ似タリ

と、その進歩を伝えている<sup>44)</sup>。

### (4) 大阪商業学校

大阪商業学校は現在の大阪市立大学である。大阪府では1885年3月24日からの大阪府区部会で商業学校のことが審議されている<sup>45)</sup>。大阪府における商業学校の設置審議は、これが初出となる。この区部会において、4664円12銭9厘の商業学校予算案が提案され、それについての審議が行われている<sup>46)</sup>。まず、20番の近藤徳兵衛が、

商業学校費ト云フハ以前ノ講習所ノ組織ヲ変更シ人智モ稍々増進セルヲ以テ余程隆盛タラシムルノ由シ兼々了承セルカ定メテ生徒モ巨多ニシテ場所モ狹隘ナランガ之レハ漸次増築若クハ他ヘ移転或ハ新築スル乎又タ経費ハ予算額ニテ足レルヤ

と質問し、これに番外2番が、

経費ハ充分ナラ子トモ可成節減シ先ツ此ノ費額ニテ賄フノ見込ニテ建築費ハ此中ニ含有セサルナリと答えている。また、18番泉由次郎の、「講習所ヲ商業学校ト改称セシハ組織ヲ変更シタル乎」との問いに対して、番外3番が「是レハ客年文部省第一号商業学校規則ニ拠ル」と答えている。この区部会においては、この他、生徒数、教員数、これまでの講習所費などについての質疑応答がされている。

こうした審議を経て、3月12日、府は丙第51号で、

今般其講習所ヲ廃シ更ニ府立大阪商業学校ヲ設立シ校則職制事務章程等別紙ノ通相定候条此旨相達候事と管内に布達した<sup>47)</sup>。また、3月14日には論第5号として、

今般府立大阪商業学校ヲ西区江戸堀南通三丁目十八番地ニ設立シ左ノ学科ヲ教授ス凡ソ商業家ノ父兄タル者ハカメテ子弟ヲ就学セシメ本業ノ隆盛ヲ図ルヘシ

但校則ハ商業学校及ヒ郡区役所并大阪四区ハ各戸長役場ニ就キ見聞スヘシ

学科

修身 読書 習字 算術 簿記 商業書信 商業地理 商品 商業経済 図画 物理 英語 商業実習ノ十三科トス

修業年期三ヶ年

と管内に示している<sup>48)</sup>。このとき定められた校則は全47条のもので、最初の4条では、

第一条 当商業学校ハ商業上必需ノ学科ヲ授ケ其実技ヲ習熟練磨セシムヘキ所トス

第二条 当商業学校ハ十七年文部省第壹号達商業学校通則ニ基キ第一種ノ学科ヲ授クヘキモノトス

第三条 当校学科目ハ修身読書習字算術簿記商業書信商業地理商品商業経済図画物理英語商業実習ノ十三科トス

第四条 修業年限ヲ三年トシ等級ヲ六級ニ分ツ其課

程別表ノ如シ

と、基本的な設置形態が定められている<sup>49)</sup>。こうして、設立された大阪商業学校について文部省年報では、

本年三月中私立商業講習所ヲ廃シ更ニ府立商業学校ヲ設置ス同年七月文部省ヨリ補助トシテ該校ヘ金二千円下賜セラル十八年度ヨリ経費ヲ地方税支弁ニ改メ校舍ヲ増築シ教員ヲ選択シタルヲ以テ其面目ヲ一新セリ元来此学校ハ大坂地方ノ状況ニ対シ適切緊用ノモノナレハ其生徒モ一時ニ増加シ学業モ亦次第二進歩ノ現状ナリ

と報告されている<sup>50)</sup>。

## (5) 長崎商業学校

長崎商業学校は現在の長崎市立長崎商業高等学校である。1884年の文部省年報では、長崎県の「専門学校及農学校商業学校職工学校」の項目で、

本県専門学校ハ長崎医学校長崎外国語学校ノ二校ナリ農学校ハ其設置ヲ各郡ニ奨励シ既ニ屯岐ノ如キハ聯合村立ヲ以テ第一種農学校ヲ設置シ目下準備中ニ係ル工商ノ学校ハ未タ設ケスト雖モ長崎港ノ如キハ内外商業ノ要衝ナレハ緩急ヲ図リーノ商業学校ヲ開設セサル可ラス

と報告され、商業学校が設置準備中であることを伝えている<sup>51)</sup>。

準備中であつた商業学校の設置は翌1885年になされることになる。長崎県には「十九年二月 郡区年報 常務係」<sup>52)</sup>なる文書が残されている。これは当時の学務課常務係の文書で、各郡区の明治18年学事年報である。長崎区の報告のなかで、

商業学校開校ノ理由ヲ略述スレハ当地ハ従来商業ノ途ニ就クモノ十中ノ七八ニシテ専ラ商法ノ為メニーツノ郷落ヲ為シ得ル状況ナレバ商法上ニ於テ一日モ忽セニスベカラサルハ改テ言フ俟タス然ルニ方今商估ハ概シテ旧習ヲ固守シ唯面前ノ卑利ヲ貪ル道ヲ知テ各国交通ヲ量リテ事業ヲ盛大ニスル術ヲ知ラス疲弊ノ域ニ陥ルニ至ル実ニ傍觀黙止スルニ忍ヒス今矣之レヲ挽回セシムルニハ先ツ商業学校ヲ興シテ以テ知識ヲ研磨セシムルニ若カス故ニ石田本県令ヲ始メ有志者輩ノ尽力ニ依リ客年九月新タニ本区内ハ商業



学校ヲ創設シ入学生徒式拾七八名ニ至リ漸ク繁昌ニ赴ク勢ヒアリト雖トモ十八年中ハ聊カノ月数ナルヲ以テ之ノ記載スルニ由ナシ故ニ此度ノ年報中ニハ先ツ之レヲ省略ス

と、長崎区立商業学校設立の動機が記載されている<sup>53)</sup>。また、ここには、設置形態が長崎区立でありながら、県令石田英吉の強い“リーダーシップ”も垣間見える。

1885年7月1日、長崎県は文部省に対して「公立第一種商業学校職員准官等之儀ニ付伺」として、

本県公立第一種商業学校職員准官等別表之通相定度至急此段相伺候也

と伺い出ている。別表に示されているのは、学校長が八等以下十等以上、一等教諭が八等、二等教諭が九等、三等教諭が十等、一等助教諭が十一等、二等助教諭が十二等、三等助教諭が十三等とされているものである。この伺いに対して文部省から、8月3日付で「伺之通」と回答が届く<sup>54)</sup>。これに従って県は8月27日に、管内に対して甲第63号をもって、

本県公立第一種商業学校職員准官等左ノ通相定候条此旨布達候事

と布達した<sup>55)</sup>。

8月6日に、長崎区は県に対して「商業学校創設ノ儀ニ付伺」を提出している<sup>56)</sup>。ここでは、

本年七月本県丙学第七六二号ヲ以テ商業学校経費トシテ来ル十八年度ヨリ向三ヶ年ハ年金式千四百円爾後三ヶ年ハ年金千式百円ノ割ヲ以テ其区ヘ交付云々中略速ニ開設候様計画可致旨御達相成候上ハ該達但書ノ旨ニ抛リ本県主務課ヘ商議ヲ経夫々着手可致処右経費ハ己ニ本学区ヘ御交付相成候上ハ本職等ニ於テ是カ主務者ト為リ其設置願ノ手續ハ勿論経費収支等一切ノ件ニ至ル迄施行ヲ要スルハ固ヨリ当然ノ事ト思考仕候果シテ然ラハ其名称ハ町村立学校ニシテ其手續ハ明治十四年六月本県甲第七十二号第六条ノ旨ニ準抛セサル可ラス故ニ区会ノ評決ニ付セント欲シ嚮ニ其筋ヲ経テ諮問案ヲ発セシニ該事件ニ係リ其筋ニ於テ疑惑ノ廉有之本県ヘ伺ヲ経タル後今般丁学第三一九五号ヲ以テ指令セラレシ要旨ニ抛リ嚮キニ発セシ諮問案ヲモ添付シ其筋ヨリ返戻致来候ニ付債々本県御指令ノ全文ヲ按スルニ商業学校ノ経費ハ特ニ之ヲ交付シ云々又区会ノ評決ヲ要セス云々ト有

之候得ハ無論町村立学校ノ名称ヲ付スヘキ者ニ無之者ト存候果シテ然ラハ本職等ニ於テ設置伺若クハ開中等ヲ為スヘキ者ニモ有之間敷若シ之ヲ強ヒテ為ス者トセハ即チ変則ノ施行ニシテ仮令変則タリト雖トモ其抛ル処ノ法文ナカル可ラス今其法文無キカ如シ然ルトキハ何ニ由テ之ヲ実施スルコトヲ得ヘキヤ又之ニ反シ町村立ノ名称ヲ付スルトキハ区会ノ評決ヲ要シ或ハ伺出又ハ開中等ノ手續ハ専ラ規則第六條ノ旨ニ抛ラサル可ラス然ルニ事爰ニ至ラスツハ規則ニ遵ヒツハ不規則ニ抛ルモノトセハ将来是等ノ件ヲ施行スルニ方リ区会若クハ人民ノ信用ニモ関シツハ本県ヨリ発セラレタル不拔ノ法規ヲシテ等閑視セシムルノ憾ナキニ非ラサレハ本職等該件ヲ実施スルニ方リ実ニ疑惑ニ堪ヘス候依テ何分確当ノ法文ニ則リ至急御指揮ヲ仰キ度此段相伺候也

と、経費に関する意思決定の方法について、長崎区に権限がないことへの不満を綴っている。県令石田の強い“リーダーシップ”によって設立される商業学校について、長崎区としては「ただ押し付けられている」感が強かったのかもしれない。

さて、そうしたあいだも県は着実に商業学校設置に向けた動きを続けている。9月26日には、県は文部省に対して、「第一種商業学校教員認可之義ニ付伺」として、

本県長崎区ニ於テ第一種商業学校設置ニ付商業学校通則第十条ノ資格アル教員トシテ貴省御直轄東京商業学校卒業生松本久徳任用致度候条御認可相成度別紙履歴書相添此段相伺候也

と伺い出ている。これに対して文部省は、10月6日に「伺之趣当分聞届候事」と回答している<sup>57)</sup>。また10月1日には、長崎区は県に対して「長崎商業学校規則創定ニ付伺」として、

本学区公立商業学校々則別冊之通り創定致実施度候条御認可相成度此段相伺候也

と伺い出ている。こうして作成された「長崎商業学校規則」<sup>58)</sup>では、第1条で目的、第2条で設置学科、第3条で修業年限が規定されている。ここでは紙面の都合で、これら3条のみを引用する。

第一条 本校ハ通則第一種ニ抛リ主トシテ躬ラ善ク商業ヲ営ムヘキ者ヲ養成スル所トス

第二条 学科ハ修身読書英語習字算術簿記商業書信

商業地理商品商業経済及ヒ商業実習トス

第三条 修業ハ三箇年ニシテ之ヲ三級ニ分チ其最下  
ヲ第三級トシ其最上ヲ第一級トス

長崎商業学校の開校式については『長崎区第一回年報』<sup>59)</sup>に、

明治十八年九月公立長崎商業学校ヲ大村町十一番地  
ニ設置ス（創立費金七百円且ツ全年八月ヨリ十九年  
三月マテ経費金壹千六百円貿易五厘金ヨリ補助ス）  
十一月十二日開校ノ典ヲ挙行ス其ノ来賓ハ農商務大  
輔吉田清成本県令石田英吉書記官警部長其他各庁官  
吏各学校長常置委員区会議員諸会社員等無慮九十余  
名

と、簡単に報告されている<sup>60)</sup>。このように設置された長  
崎商業学校について文部省年報は、

本校ハ長崎区有志者ノ發起ニ係ルト雖モ其実貿易商  
ニ於テ醸集スル五厘金ト称スル金種ヲ以テ支弁スル  
モノニシテ本年九月大村町ニ創設セリ授業ノ要旨ハ  
商業学校通則ニ基キ第一種ノ商業科ヲ授ケ主トシテ  
躬ラ善ク商業ヲ営ムヘキモノヲ養成スルノ目的ナリ  
と報告している<sup>61)</sup>。

## (6) 滋賀県商業学校

ここまで考察してきた5つの商業学校は、農学校通則  
が廃止された時点において設置されていた学校である。  
滋賀県商業学校は、農学校通則廃止直後に開校された商  
業学校であるので、この論文でも考察に取り入れるのが  
妥当と考えて、簡単にその設置状況を確認したい。

滋賀県商業学校は現在の滋賀県立八幡商業高等学校で  
ある。滋賀県では、1886年3月4日付で甲第35号とし  
て、

今般本県県立商業学校ヲ設置シ規則別冊ノ通相定  
ム

但位置及開校ノ期日ハ別ニ告示スヘシ

と管内に布達している<sup>62)</sup>。これに添えられた「滋賀県商  
業学校規則」では、第1章の総則で

第一条 当校ハ商業学校通則第一種ニ基キ主トシテ  
躬ラ善ク商業ヲ営ムベキ者ヲ養成スル所トス

第二条 生徒ノ定員ハ大約百五十名トス

第三条 修業年限ハ三ヶ年トシ之ヲ分テ六級トス

第六条 学科ハ修身、読書、英語、習字、算術、簿  
記、商業書信、商業地理、商品、商業経済、商業法  
規、商業実習及体操トス

と、基本的な設置形態が定められている。また、この甲  
第35号の余白には、

明治十九年三月告第三十三号ヲ以学校位置ヲ「大津  
船頭町第十八番地」ニ定メ五月一日ヨリ開校ス  
と朱書されている。

## 5. 考察

ここまで、横浜商法学校、新潟商業学校、名古屋商業  
学校、大阪商業学校、長崎商業学校、及び、滋賀県商業  
学校の6校について、その設立やその後の若干の経緯を  
確認してきた。これらの商業学校のうち、横浜と新潟を  
除く4校は、商業学校通則の定める第一種商業学校であ  
り、新潟商業学校は第一種校よりさらに程度の低い商業  
学校であった。横浜商法学校については通則適合に関し  
て不明である。本論文の目的は、このことが「文部省の  
意図通り」であったのかを明らかにすることにある。

三好も指摘しているように、『大阪商科大学六十年史』  
によると、大阪商業学校設立に際して文部省が大阪府に  
対して、第二種校より第一種校の設置を強力に行政指導  
していたことが認められる<sup>63)</sup>。たしかに文部省は第一種  
校の設置を第二種校のそれより奨励している。商業学校  
通則に関する文部省の意図が「第二種校設置を認めな  
い」という一点にあるのであれば、三好の主張する通り  
、この状況は「文部省の意図通り」と評価することが  
できるであろう。しかし、実際には商業学校通則には第  
二種校が規定されているのであって、かなり不自然な推  
論にも思われる。

三好の主張の当否を判断できる史料が、国立国会図書  
館憲政資料室所蔵の牧野伸顯関係文書のなかの一文書  
「商業学校通則廃止之件訓令按」である<sup>64)</sup>。この文書は、  
海後宗臣編『井上毅の教育政策』において、その存在が  
指摘されていながら<sup>65)</sup>、その後の研究ではあまり着目さ  
れてこなかったようである。「商業学校通則廃止之件訓  
令按」は、「明治廿一年三月廿四日」の日付の文書で、  
その本文（按文）は「明治十七年一月文部省第壹号達ヲ  
廃ス」とあり、その理由として、

商業学校通則ノ儀ハ当初該教制ノ標準ヲ示サレシモノナレトモ即今ニ至リ稍不要ニ属スル所アリ尤専門学校ノ事ニ就ヒテハ尚別ニ規定ヲ要セラルヘキ儀ト存候得共先以テ該一号達ハ廃止相成可然見込と記されている。

「商業学校通則廃止之件訓令按」が収められている「文部省布達及達存廃ニ関スル案件並ニ関係書類」には、この時期に文部省内で存廃を審議していた布達類がリストアップされたものが残されている。まず、「存スヘキ布達及達」として10件、「廃スヘキ布達及達」として23件、そして、「存廃不断ノ布達及達」として22件があげられている。商業学校通則（明治17年第1号達）は「廃スヘキ布達及達」23件のうちのひとつとなっている。おそらくこの時期に文部省はそれまでの布達類の“整理”に着手したのであろう。上記の訓令按はこうした作業の結果のひとつと考えられる。結果的には、このとき商業学校通則は廃止されていない。しかし、通則廃止が議論されていたこと自体が、本論の考察において重要なこととなる。

この「商業学校通則廃止之件訓令按」が作成された1888年3月時点では、各府県の商業学校は上で考察した6校に加えて、赤間関商業学校、函館商業学校、京都商業学校を加えた9校となっている<sup>66)</sup>。そして、新たに設立された3校はすべて商業学校通則第一種校である<sup>67)</sup>。したがって、もし三好の主張が正しければ、1888年3月時点において商業学校通則は農学校通則廃止時点より、更に強力に「文部省の意図通り」機能していたことになる。だから、この時点で通則廃止が審議されること自体あり得ないはずである。したがって、この牧野文書こそ“商業学校の設置は文部省の意図通りすすんだ”とする議論が妥当ではないことを示す根拠となる。

この牧野文書には、存廃を審議されている布達に関して、存廃についての意見も綴じられている。商業学校通則については存続を求める意見が残されている。その意見は、

中学校通則ノ如キ既ニ消滅ニ帰セシモノハ止ムヲ得サルモ其存在セルモノハ今俄ニ廃止スルコトハ見合セ度然リ而シテ其妥当ナラサル所ハ之ヲ刪リ必要ナル廉ハ之ヲ増補シ以テ師範校ヲ除クノ外公私各学校トモ其設備ノ標準ヲ示サレ度果シテ然ルトキハ唯々

之ヲ設置スル者ノ方針ヲ定メ得ルノミナラス之ヲ管理スルモノモ亦其定規ヲ得テ大ニ好都合ニ可有之儀ト存スレハナリ

とあり、ここからは“商業学校通則は文部省の意図通り機能しているから存続を求める”といったものは微塵も感じられない。海後たちも指摘しているように、存続を求める意見でさえ、商業学校通則を「学校の標準を示すのにないよりはましな程度」の存在と捉えていることが分かる<sup>68)</sup>。文部省内でこの意見がどの程度の影響力をもったのかは不明だけれども、このとき、結果として商業学校通則は廃止されることなく存続した。一方、商業学校通則と同じ構造をもっていた農学校通則は、数年前に廃止されている。

こうしたことから、2つの通則の廃止については、農学校通則については何らかの理由で積極的に廃止することが求められ、商業学校通則に積極的に廃止するまでの事情が存在しなかったと考えるのが自然であろう。三好が主張したように「商業学校通則は文部省の意図通り働いた」ので存続したというようなことではなかったのである。今後の研究で、農学校通則を“積極的に”廃止するに至った要因が解明されることを期待したい。

## 謝 辞

本学歴史文化学科の大塚英二教授には多くの貴重な助言を頂きました。ここに感謝いたします。

## 付 記

本研究は JSPS 科研費26381036 の助成を受けたものです。

## 注

- 1) 『法令全書』明治16年, pp. 1298-1301.
- 2) 『法令全書』明治19年下巻, pp. 96-97.
- 3) 宮崎県文書センター所蔵『三学校令諸学校通則質議回答』, pp. 5-6.
- 4) 文部省実業学務局『実業教育五十年史』, 1936年, p. 138.
- 5) 『法令全書』明治17年, pp. 1117-1119.
- 6) 『法令全書』明治32年 省令, pp. 60-63.
- 7) 文部省総務局編刊『日本近世教育概覧』, 1887年, pp. 145-146.
- 8) 三好信浩『増補 日本農業教育成立史の研究』, 2012年, 風間書房, pp. 421-422.
- 9) 拙稿「農学校通則に基づく公立農学校の種別に関する一考察」, 愛知県立大学大学院人間発達学研究所論集『人間発達学



- 研究』第1号(2010年), pp. 1-12.
- 10) 拙稿「広島県農学校に関する一考察」, 『愛知県立大学教育福祉学部論集』, 第61号(2013年), pp. 37-49.
- 11) 13校とは, 宮城農学校(宮城県立), 開成山農学校(福島県立), 新潟県農学校(新潟県立), 山梨県農学校(山梨県立), 石川県農学校(石川県立), 岐阜県農学校(岐阜県立), 広島県農学校(広島県立), 倉吉農学校(鳥取県立), 山口農学校(山口県立), 福岡農学校(福岡県立), 壱岐農学校(長崎県壱岐石田郡聯合村立), 福江農学校(長崎県南松浦郡聯合村立)及び平戸農学校(長崎県北松浦郡聯合町立)である。
- 12) この3校は, 新潟県農学校, 岐阜県農学校, 及び, 福岡農学校である。
- 13) 上にあげた13校のうち, 岐阜県農学校は県立の中等学校である華陽学校に合併され同校農学部となるものの, このとき既に廃止されており, 石川県農学校と平戸農学校は開校に向けて準備中であった。
- 14) 『法令全書』明治5年, pp. 148-171.
- 15) 『法令全書』明治6年, pp. 1507-1515.
- 16) 『法令全書』, 明治12年 太政官布告, pp. 75-78.
- 17) 『明治以降教育制度発達史』第二巻, pp. 141-149.
- 18) 『明治以降教育制度発達史』第二巻, pp. 149-154.
- 19) 元老院での審議の結果は, 『明治以降教育制度発達史』第二巻, pp. 154-161で確認できる。
- 20) 『明治以降教育制度発達史』第二巻, pp. 175-198.
- 21) 元老院での審議の結果は, 『明治以降教育制度発達史』第二巻, pp. 198-201で確認できる。
- 22) 『法令全書』, 明治13年 太政官布告, pp. 325-329.
- 23) 『法令全書』, 明治18年 上巻 布告, pp. 49-52.
- 24) 『文部省第三年報』, pp. 610-611, 『文部省第四年報』, pp. 412-413, 『文部省第五年報』, pp. 506-508, 『文部省第六年報』, pp. 410-412, 『文部省第七年報』, pp. 467-472, 『文部省第八年報』, 520-524.
- 25) 『文部省第九年報』, p. 29.
- 26) 『文部省第十年報附録』, pp. 987-991, 『文部省第十一年報附録』, pp. 1009-1013, 『文部省第十二年報附録』, pp. 715-720.
- 27) これについての詳しい議論は, 吉田昌弘「改正教育令期ごろまでの文部省の「専門学校」観: 学校体系観との関連で」, 東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第32号(2006年), pp. 17-26を参照されたい。
- 28) 『法令全書』明治14年, pp. 193-196.
- 29) この辺りの経緯は, 倉沢剛『教育令の研究』, 1975年, 講談社, pp. 477-488 や, 前掲『増補 日本農業教育成立史の研究』, pp. 400-409に詳しい。
- 30) 国立教育研究所教育史料調査室『教育史資料1 学事諮問会と文部省示諭』, 1979年, pp. 100-105.
- 31) 官報第153号(1884年1月4日).
- 32) 前掲『文部省第十年報附録』, p. 170.
- 33) 『Y校百年史』, p. 28.
- 34) 前掲『文部省第十一年報附録』, p. 106.
- 35) 前掲『文部省第十二年報附録』, p. 30.
- 36) 前掲『文部省第十三年報附録』, p. 171.
- 37) 前掲『Y校百年史』, pp. 33-35.
- 38) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第四年報 明治十六年』, pp. 13-14.
- 39) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第五年報 明治十七年』, pp. 13-14.
- 40) 新潟県立図書館所蔵『新潟県第六年報 明治十八年』, p. 14.
- 41) 前掲『文部省第十一年報附録』, p. 299.
- 42) 愛知県公文書館所蔵『明治十七年 官省府県指令並往復留』.
- 43) 前掲『文部省第十二年報附録』, p. 163.
- 44) 前掲『文部省第十三年報附録』, p. 82.
- 45) 商業学校費は「教育費区郡連帯支弁」ということになっているために, 区部会での審議となったようである。
- 46) 大阪府公文書館所蔵『明治十八年度 大阪府区部会議事録』, pp. 31-36.
- 47) 『大阪商科大学六十年史』, p. 47.
- 48) 大阪府公文書館所蔵『旧日置荘町役場所蔵文書』
- 49) 前掲『大阪商科大学六十年史』, p. 635.
- 50) 前掲『文部省第十三年報附録』, p. 53.
- 51) 前掲『文部省第十二年報附録』, p. 46.
- 52) 長崎歴史文化博物館所蔵『明治十九年自五月至九月 学務課決議簿 雑務ノ部』.
- 53) 当初2月にまとめられた郡区年報には, この商業学校に記載はなかった。3月5日付で長崎区から県に対して, 「本年二月第八二六号ヲ以テ開申致置候学事年報中各種学校之部之商業学校之一項脱漏致居候ニ付此段追申仕候也」として, 引用部分が提出されている。
- 54) 長崎歴史文化博物館所蔵『明治十八年 官省指令留 学務課』.
- 55) 長崎歴史文化博物館所蔵『県庁甲号達 明治18年』.
- 56) 「商業学校設置ノ件」, 長崎歴史文化博物館『明治十九年自一月至三月 学務課常務係事務簿 学制ノ部』.
- 57) 前掲『明治十八年 官省指令留 学務課』.
- 58) 長崎歴史文化博物館所蔵.
- 59) 長崎歴史文化博物館所蔵(これは, 長崎区が作成した1886年の学事年報である)。
- 60) 長崎歴史文化博物館所蔵『長崎区第一回年報』, 57丁.
- 61) 前掲『文部省第十三年報附録』, p. 202.
- 62) 滋賀県県政資料室所蔵『明治十九年 本県甲号布達』.
- 63) 前掲『大阪商科大学六十年史』, pp. 44-47 及び, 三好信浩『増補 日本商業教育成立史の研究』, 2012年, 風間書房, pp. 436-437.
- 64) 国立国会図書館憲政資料室所蔵 牧野伸顯関係文書 資料番号266-7「文部省布達及達存廃ニ関スル案件並ニ関係書類」.
- 65) 海後宗臣『井上毅の教育政策』, 1968年, 東京大学出版会, pp. 625-626.
- 66) 全国商業高等学校校長協会編『百周年記念 商業教育百年史』上巻, 1985年, p. 25.
- 67) 『下商百年史』資料年表編, 1887年, pp. 28-30; 国立国会図書館所蔵『北海道庁布令全書』明治19年, pp. 455-500(庚第18号); 京都府立総合資料館所蔵『京都府布令書』明治19年1月~7月 甲1号~120号に収録の甲第16号.
- 68) 前掲『井上毅の教育政策』, pp. 625-626.